

農作業機付き農耕トラクタの公道走行について

今般、農作業機を装着した農耕トラクタによる公道走行にあたっての取扱いを明確にするため、地方運輸局から「道路運送車両の保安基準第55条」に基づく基準緩和認定について公示が行われました。

これにより、農耕トラクタの使用者が公示された基準緩和認定の条件や制限事項を遵守することにより、農作業機を農耕トラクタに装着したままでも公道走行が可能となります。

道路を走行できる作業機(直装タイプの作業機)



肥料散布機



ロータリー



フロントローダー
その他、ブームモア、プラウなど

～公道走行にあたってのチェックポイント～

農作業機を農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントがクリアできなければ、公道走行はできません。

チェックその1 (ナンバープレートの確認)



① 小型特殊車両

車両条件：最高速度が35km/h未満
市町村交付のナンバープレート

② 大型特殊車両

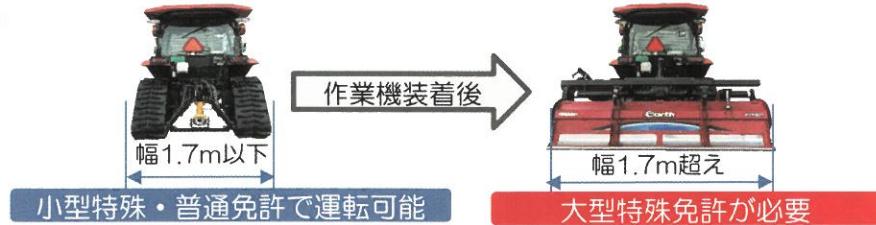
車両条件：最高速度が35km/h以上
陸運支局(自動車検査登録事務所)
交付のナンバープレート

チェックその2 (免許の確認)



小型特殊・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下）、最高速度15km/h以下の条件を満たす必要があります。

農作業機を装着することにより、この条件を超える場合には、**大型特殊免許**が必要です。

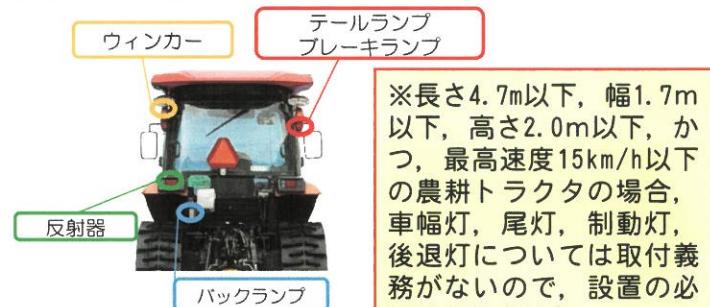


チェックその3 (灯火器類の確認)



農作業機を装着しても、灯火器類（方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯）が他の交通から確認できることが必要です。

農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



①確認できない(見えない)場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要があります。

灯火器類が確認できない例>

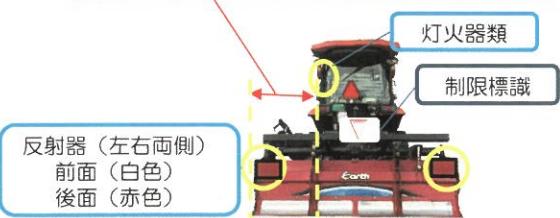


新たに各種灯火器類を設置

②確認できる(見える)場合でも必要な対応

- ①灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農作業機の端）から40cmを超える場合は、作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。
- ②保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識 △ を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

元からある灯火器類が最外側から40cm以内にない例>



※道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取り付け位置は以下のように定められています。

| 灯火装置および反射器 | 保安基準 | | |
|---------------|---------------|-----------------------------|----------------------------|
| | 最外側からの距離 | 地上からの高さ | 視認性 |
| 前照灯（ヘッドライト） | 40cm以内（可能な限り） | 50cm（可能な限り）以上120cm（可能な限り）以下 | 夜間に前方50m先の障害物を確認できること |
| 車幅灯（ポジションランプ） | 40cm以内 | 25cm以上210cm以下 | 夜間に前方300mから確認できること |
| 尾灯（テールランプ） | 40cm以内 | 35cm以上210cm以下 | 夜間に後方300mから確認できること |
| 後部反射器 | 40cm以内 | 25cm以上150cm以下 | 夜間に後方150mから確認できること |
| 制動灯（ブレーキランプ） | 40cm以内 | 35cm以上210cm以下 | 昼間に後方100mから確認できること |
| 後退灯（バックランプ） | — | 25cm以上120cm（可能な限り）以下 | 昼間に後方100mから確認できること |
| 方向指示器（ウィンカー） | 40cm以内 | 35cm以上230cm以下 | 昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること |

チェックその4（車両幅の確認）



- ① 農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、車両の幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

機体左側に後写鏡（サイドミラー）を設置する必要があります。



※道路運送車両の保安基準により、以下のように定められています。

幅が1.7mを超える場合、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び左外側線付近を確認できること。

- ② 農耕トラクタ単体の大きさを含め、農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

幅が2.5mを超えている場合には、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。

幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：各都道府県、市道：各市町村）から、特殊車両通行許可を得る必要があります（農道は許可を得る必要はありません）。
- ② 車両の最外側が分かるよう、外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。
- ③ 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽全幅○.○○メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

※道路運送車両法の保安基準により、車両の幅は2.5m以内と定められています。

道路法においても、車両の幅は2.5m以内と定められています。

外側表示板（前面及び後面の左右両側）

灯火器（左右両側）
前面（白色）
後面（赤色）

反射器
後面（赤色）



▽車幅表示

チェックその5（安定性の確認）



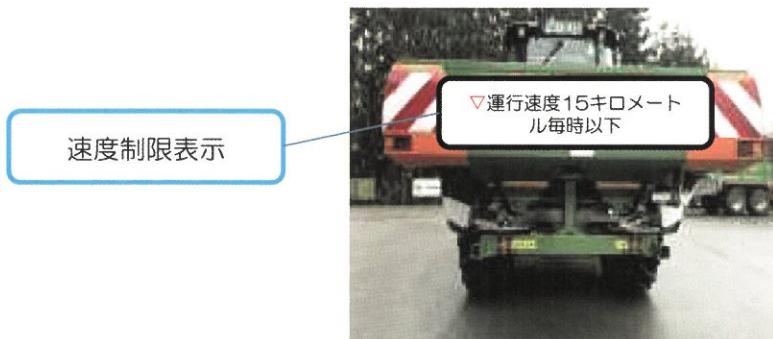
農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性（傾斜角度）が変わるために、安定性の保安基準（30度又は35度）を満たせなくなる場合があります。その場合は、**運行速度15km/h以下で走行しなければなりません。**

安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと作業機の組合せによる安定性の確認結果については、（一社）日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15 km/h以下の走行制限はありません。

安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽ 運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



チェックその他（任意保険への加入）



「小型特殊車両」については、自賠責保険に加入することができません。農耕車で万が一、事故を起こしてしまった場合に備え、任意保険に加入しましょう。



お問い合わせ先

徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課・・088-621-2423
一般社団法人 徳島県農業会議 ・・・・・088-678-5611
国土交通省自動車局技術政策課 ・・・・・03-5253-8111
農林水産省生産局技術普及課 生産資材対策室 ・・・03-6744-2111
一般社団法人 日本農業機械工業会 ・・・・・03-3433-0415